一般社団法人日本色彩学会 学術コラージュ研究助成規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本色彩学会(以下、本学会という)定款第4条(2) および(3)に基づく研究助成のうち、一般社団法人日本色彩学会学術コラー ジュ研究助成(以下、本研究助成という)の対象となる研究課題の審査および 助成について定める。

(助成の性格)

- 第2条 本研究助成は、色彩に関連する新たな学術研究分野の確立や発展に資する、異分野の複数の研究者によって推進される研究の支援、ならびに若手研究者育成の支援を目的とする助成であり、以下の各号の条件を満たす本学会の会員を助成するものである。
 - (1) 申請者(研究代表者)は45歳以下(募集年度の4月1日時点)であること、ただし研究代表者が学生の場合は年齢制限を設けない
 - (2) 研究代表者が本学会の会員であること
 - (3) 課題を行う研究者(研究代表者と共同研究者)の半数以上が本学会の会員であること
 - (4) 研究代表者が募集要項に記載する「助成対象の研究分野」に関連のある学 会発表や論文発表(本学会に限定しない)を行なった実績があること
 - (5) 研究代表者が大学院生または研究生の場合には、研究の実施について指導教員が責任をもって指導することを承諾していること
 - (6) 申請者は過去に研究代表者として本研究助成を受けていないこと

(組織)

- 第3条 本研究助成を行うため、一般社団法人色彩学会学術コラージュ研究助成委員会 (以下、研究助成委員会という)を設ける。
 - 2. 本研究助成課題の選考を行うため、一般社団法人色彩学会学術コラージュ研究助成課題選考委員会(以下、選考委員会という)を設ける。

(研究助成委員会の構成)

- 第4条 研究助成委員会は、委員長1名、幹事1名を含む若干名の委員により構成する。ただし、幹事は理事が当たる。
 - 2. 委員は、理事会が選定し、会長が委嘱する。

- 3. 委員長は、委員の互選による。
- 4. 委員の任期は、委嘱の日から通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

(研究助成委員会の任務)

- 第5条 研究助成委員会は、以下の任務を行う。
 - (1) 募集要項の作成と研究助成課題の募集
 - (2) 選考委員会の設置
 - (3) 助成課題の理事会への推薦
 - (4) 助成課題の成果報告の取りまとめと評価、および助成成果の公開

(選考委員会の構成)

- 第6条 選考委員会は、委員長1名、幹事1名を含む若干名の委員により構成する。ただし、幹事は理事が当たる。
 - 2. 委員は、すべての申請課題を公正中立の立場で審査できる者とする。
 - 3. 委員は、理事会が選定し、会長が委嘱する。
 - 4. 委員長は、委員の互選による。
 - 5. 委員の任期は、委嘱の日から通常総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。

(審査の手順)

- 第7条 選考委員会委員長は、毎年1月から4月までの間に選考委員会を開催し、助成 課題の審査・選考を行う。
 - 2. 選考委員会は、学術コラージュ研究助成対象としてふさわしい研究課題を選考する。なお、該当する研究課題がない場合には、助成を行わない。
 - 3. 選考委員会委員長は、選考理由を付して、助成課題を研究助成委員会に報告する。
 - 4. 研究助成委員会委員長は、選考委員会の報告に基づき、助成課題を理事会に推薦する。
 - 5. 理事会は、研究助成委員会の推薦に基づき、助成課題を決定する。

(助成)

- 第8条 助成は日本色彩学会会長がこれを行う。
 - 2. 本研究助成による助成金は、原則として、全国大会開催時期までに交付する。
 - 3. 助成課題ならびに採択を受けた研究代表者および共同研究者は広く一般に

公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

1. この規程は、改正の日から施行する。

改訂の沿革

2020年2月23日 制定 2021年9月25日 一部改正